

OECD、課税逃れ対策を強化

国外金融機関の口座の把握

ついこの間まで、海外の金融機関を利用する日本人はほとんどいませんでした。それが今では、誰もが気軽に香港やシンガポールに口座を保有し、投資や決済に使っています。グローバル化によって貨幣や資本は軽々と国境を超えるようになりました。その実態を思い知る事件がありました。

2013年6月、国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）がオフショア・タックスヘイヴン（租税回避地）に関する衝撃的な報告を発表しました。シンガポールとブリティッシュ・ヴァージン・アイランド（BVI）の信託会社から入手した10万件以上の登記情報をインターネットに公開したのです。その報告によれば、中国と香港の富裕層21,000人以上が海外法人を所有し、2000年以降だけで最大4兆ドル（約400兆円）の資産が中国から流出し、中には中国共産党幹部の一族の口座が含まれていたのです。

外国にある金融機関の口座情報は把握が難しく、脱税の温床になっているとされています。日本でも今年の確定申告から、国外財産調書の提出が義務付けられました。米国では、FATCA(Foreign Account Tax Compliance Act)という、海外口座を利用した米国人の租税回避を阻止する目的として制定された米国税法が、2014年7月1日より適用される予定です。

米国等の先進諸国とタックスヘイヴンとの攻防については、次号以降でお話しますが、今回はこの国外銀行口座の情報の把握について、各国税務当局の新しい動きがあったお話です。

OECD、課税逃れ防止へ新国際基準

経済協力開発機構（OECD）は今年2月に、各国の税務当局が、課税対象者が持つ海外の銀行口座の残高情報などを得やすくする新たな国際基準を発表しました。

その新国際基準とは、脱税を防ぐため、海外の口座情報を税務当局がオンラインで定期的に交換するというものです。交換の対象となる情報とは、その国に住んでいない人の口座の名義人や口座の残高のほか、利子や配当の入金記録など海外との資金のやりとり等です。この様な非居住者の口座情報を銀行や証券会社などの金融機関に対して年1回、国税当局に報告することを義務付けます。導入予定は2015年末です。

各国はこれまでも課税逃れを防ぐため、互いに租税条約を結んで情報を共有してきましたが、これまでの各国の情報交換は、問合せられると情報をCDに記録して不定期に送る程度で、口座残高は報告の対象になっていませんでした。また国によっては情報提供がほとんどないなど、情報収集に時間がかかっていたそうです。2011年にフランスのファッションブランドの元日本法人社長の遺族がスイスの金融機関に遺産約25億円を隠していたケースなど、悪質な際は税務当局が個別に連携してきました。

新たな枠組みには中国などG20メンバーの新興国も加わる見通しです。G20とは、G7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）の7か国に、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合・欧州中央銀行を加えた20か国・地域のことをいいます。この枠組みに英国が参加するため、タックスヘイヴンの英領ケイマン諸島なども対象になる予定です。

金融機関にとっては手間やコストなど負担が増すほか、非居住者の口座情報すべてを提出することに慎重な国が出る可能性もあり、どこまで参加国を増やし、実効性を高められるかが課題です。しかし対象がスイスや香港、シンガポールなどの国際金融センターにまで拡張されれば、タックスヘイヴン・ビジネスは大打撃を受けることでしょう。

OECD 加盟国リスト

EU加盟国（21か国）

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、エストニア、スロベニア

その他（13か国）

日本、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル